



## —— 従業員のみなさまへ ——

27年10月よりマイナンバーの通知が始まり、  
28年1月よりマイナンバー制度が実施されます。

### マイナンバーとは何ですか？

- ・マイナンバーとは、個人と法人に付される番号です。
- ・個人は12桁、法人は13桁の数字です。

### マイナンバーはどんなことに使われるのですか？

- ・個人のマイナンバーは社会保障、税、災害対策に限定して利用されます
- ・民間事業者はマイナンバーを利用することは禁止されています。

### 具体的にはどんなことに使われる（何に記載する）のですか？

4. 行政手続
  - ・児童手当の現況届など
5. 税金関係
  - ・税金の申告
  - ・税務関係の提出書類など
6. 社会保障関係
  - ・雇用保険や社会保険手続き
  - ・年金の資格取得や給付関係
  - ・医療保険の給付請求など

### なぜマイナンバーを勤務先等に通知しなければいけないのでしょうか？

- ・税金の場合、たとえば会社で年末調整が行われます。年末調整は本来、あなたが個人で行うべき所得税や住民税の申告を、あなたに代わって行うよう、会社が国から義務付けられたものです。
- ・そのため、マイナンバー制度導入後は、**あなたに代わって会社が行う税務**

**申告書類に、あなたのマイナンバーを記載する必要があるのです。**

- 同様に社会保険や雇用保険も会社で手続きを行います。その際も役所へ提出する書類に、あなたのマイナンバーを記載する必要があるのです。

### 私のマイナンバーはいつわかりますか？

- 27年10月から、**本人の住民票のある住所地に書留で通知カード**が届きます。
- たとえば実家に住民票がある方は、実家に送られますので、注意が必要です。**

### 通知カードが届いたらどうすればいいのですか？

- ご自身のマイナンバーを確認し、その通知カードは大切に保管してください。



- このカードは紙製で、身分証明書としては使えません。

### 番号カードはどうすればもらえるのですか？

- 28年1月以降、**申請により個人番号カードを取得することができます。**
- I Cチップが装着され、身分証明書としても利用ができるものです

## 個人番号カード（イメージ）



### ご協力ください

- 年末調整などの税務手続き、社会保険などの手続きのため会社はあなたのマイナンバーが必要になります。法律上の義務なので、本人や必要な家族のマイナンバーの提供をお願いします。アルバイトの方も同様です。
- ご家族の本人確認は、あなたにおこなってもらうことになります。
- あなたや扶養親族の結婚・離婚・就職などにより、税法上または社会保険上の扶養親族に変更が生じた場合は、その親族等のマイナンバーの取得、削除が必要になります。変更がありましたら、速やかに会社へご連絡ください。

お店で会員証を作る際に、本人確認のため身分証明書の提示を求められました。

番号カードを身分証明書として使う場合、何か気をつけることはありますか？

- 番号カードは身分証明書として使えますが、身分証明書の呈示の際にマイナンバーを教える必要は、現時点ではありません。
- 今までの解説にあるように、**役所での行政手続き時や、勤務先や取引先の会社にマイナンバーを通知する以外、他者にマイナンバーを教える必要はありません。**
- もし店側が勝手にマイナンバーを控えているようなら、違法の可能性があります。やめさせて、何のために控えているのかを責任者等に必ず確認してください。**
- 行政などの名をかたって、マイナンバーを収集しようとする「マイナンバー詐欺」も考えられます。十分に注意してください。**